

令和6年度 実務経験申告書

※は記入しないでください。

※学籍番号		※受験番号	
-------	--	-------	--

該当する箇所には○をつけてください。

入学の種類		1年次入学		2年次編入学		3年次編入学
-------	--	-------	--	--------	--	--------

聖徳大学学長 殿 令和 年 月 日

〒

<申告者> 住 所 _____

氏 名 _____ 印

連絡先（携帯電話等）（ _____ ） - _____

※記載内容について、問い合わせ、書類の返却をする場合があります。

私の相談援助に関する実務経験は、次のとおりですので、所属長等の証明書 **精福様式2** を添えて、申告いたします。

所属していた (している) 施設・事業所の名称	施設(事業)種類	職 種 証明書(様式2)で証明する 種類名と整合性がとれていること	期 間	証明権者 (職名・氏名)
			年 月 日 } 年 月 日 (年 カ月)	
			年 月 日 } 年 月 日 (年 カ月)	
合 計 期 間			合計 年 カ月	

出願時に合計期間が1年未満の場合には見込みにチェックを入れてください。

見込み(入学後あらためて<申告書>と<証明書>の提出が必要です。提出されない場合は、申請が無効となります。)

(注) 実務経験の内容は相談援助業務であることが必要です。裏面の「精神保健福祉士の実習免除に必要な相談援助業務の内容」にて、必ずご確認願います。

(注意)

- ①上記の記載内容は、「実務経験証明書」(様式2) の記載内容と一致することが必要です。
- ②現在も勤務中の場合は、期間欄の終了日部分に「現在に至る」と記入してください。
- ③証明権者は、施設・機関の代表者です。代表者の職名・氏名を記入してください。
- ④記入内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線を引き、申告者の印を押印してください。修正液等による訂正は認められません。
- ⑤実務経験の内容は、相談援助業務であることが必要です。裏面の注意事項を必ず確認してください。

申請された実務経験や職種が事実と異なった場合は、国家試験の受験資格が得られなかったり、資格取得後に資格を取り消される場合があります。十分注意して、申請を行ってください。

裏面の
チェック
シートも
記入して
ください。

精神保健福祉士用 精福様式

令和6年度 実務経験申告書

※は記入しないでください。

※学齢番号 ※受験番号

該当する箇所には○をつけてください。

入学の種類 1年次入学 2年次編入学 3年次編入学

聖徳大学学長 殿 令和5年12月 / 日

<申告者> 住 所 〒207-8540 千葉県松戸市松戸1169

氏 名 聖徳 太郎

連絡先(携帯電話等) (080)1234-5678

私の相談援助に関する実務経験は、次のとおりですので、所属長等の証明書(精福様式)を添えて、申請いたします。

所属していた(している)施設・事業所の名称	施設(事業)の種類	職 種	期 間	証明権者(職名・氏名)
医療法人 三和会 浅野病院	精神科病院	精神科ソーシャルワーカー	平成27年4月 / 日 至 令和5年8月 / 日 (8年8ヶ月)	院長 市川二郎

合計期間

出願時に合計期間が1年未満の場合には「見込み」に記入してください。

見込み(入学後あらかじめ申告書と証明書の提出が必要です。提出されない場合は、申請が無効となります。)

実務経験の内容は相談援助業務であることが必要です。裏面の「精神保健福祉士の実務経験に必要な相談援助業務の内容」にて、必ずご確認ください。

訂正する場合は、訂正印を押してください。

出願時に合計期間が1年未満の場合には、「見込みチェック欄」に記入してください。

申請チェックシート

実務経験申告書を記入後に下記項目を確認し、確認欄に✓点を記載してください。

項 目	確認欄
日付は記入されていますか。	
氏名欄の捺印はされていますか(シャチハタ、スタンプ印は不可)。	
施設(事業)種類は一覧表(6~7頁)の記載に該当していますか。	
職種は一覧表(6~7頁)の記載に該当していますか。	
退職している場合、申告期間は勤務最終日まで記入されていますか。	
現在も勤務している場合は、「現在に至る」と記入されていますか。	
証明権者は<実務経験証明書>の代表者と同じですか(職名・氏名の自筆記入、押印不要)。	
合計期間は記入されていますか。	
申請時に実務経験が1年未満の場合「 <input type="checkbox"/> 見込み」にチェックされていますか。	
下記の注意事項の内容を確認されていますか。	
訂正箇所には出願者の印が押印されていますか。	
<申告書>と<証明書>の施設(事業)種類、職種は同じものが記入されていますか。	

【注意】

精神保健福祉士の実習免除に必要な相談援助業務の内容

精神保健福祉士の実習免除を申請するには、下記の精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の業務に従事している必要があります。

相談援助の業務

精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の①から⑤に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが要件となります。

- ① 精神障害者の相談
精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供
- ② 精神障害者に対する助言、指導
精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導
- ③ 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練
社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練
- ④ 精神障害者に対するその他の援助
精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めると、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援
- ⑤ 援助を行うための関係者との連絡、調整等
 - ・ ケースカンファレンス等の会議への出席
 - ・ ケース記録等の関係書類の整理
 - ・ 職員間の申し送り、連絡、調整
 - ・ 関係機関との連絡、調整

なお、病棟における食事の介助や入浴の介助等の看護業務は、実務経験としては認められない。

児童及び乳児の施設(事業)について

児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。

ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。